中間取りまとめにあたって

本年2月20日、川崎市川崎区の多摩川河川敷において、市内在住の中学1年生が亡くなる大変痛ましい事件が発生しました。この事件は、逮捕された容疑者も市内在住の少年達であったことも相まって、社会に大きな衝撃を与えたところです。

私どもは、この事件を重く受け止め、教育委員会において検証委員会を設置するとともに、 全庁的な庁内対策会議を設置し、このような事案が二度と繰り返されることのないよう、再 発防止に向けた総合的な対策に向けて、市を挙げて取り組むこととしました。

本市では、全国に先駆けて、平成12年に「川崎市子どもの権利に関する条例」を制定し、 川崎の子どもたちが学校や地域で安心して生活し、自分らしく、生き生きと心豊かに暮らせ るように、学校における生命尊重・人権尊重教育の推進や、子ども会議の開催、子ども夢パ ークの開設など、さまざまな取組を行ってきました。

しかしながら、子どもが抱える課題が多様化・複雑化している中、次代を担う子どもの安全・安心を守り、被害者のみならず加害者も出さないために、家庭・学校・行政・地域等、子どもに関わるすべての大人達が、さまざまな生きづらさを抱える子どもたちの声なき声にしっかりと耳を傾け、これまでよりそれぞれが一歩でも踏み込んだ支援を行うなど、子どもにやさしいまちづくりを推進していく必要があると考えます。

そのためには、まずは行政の職員一人ひとりがそのことを十分に認識して意識を高め、子どもやその家庭に関するSOSをしっかりと受け止められるよう努めるとともに、地域の皆さまや関係機関等の協力も得ながら、これまで以上に情報を共有化し、連携した取組を強化することが急務であると考えています。

このたび、再発防止に向けた一定の検討結果を「中間取りまとめ」として作成したところですが、さらなる実効性のある取組とするために、今後も外部有識者等の幅広い御意見をいただくなどして、引き続き検討を進めてまいります。

平成27年6月16日

川崎市長 福田 紀彦